

13 環境省(特区第12次 最終回答).xls

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁				
130010	再生利用認定制度(木質バイオマス等)	循環型社会形成推進基本法第2条 廃棄物処理法第8条、施行規則第1条の2 バイオキシン特別措置法第12条 大気汚染防止法第6条	他の廃棄物を混入しないガガフ、チップ材、パルク材等の木質バイオマス(以下「木質バイオマス」)の再生利用認定制度の認定対象廃棄物に追加する。木質バイオマス、特に宮城県内においてその8割が廃棄されているパルク材、トナリへの削減の熱源として利用することを検討しているが、前述と同等の処理を要する木質バイオマスの再生利用認定制度の認定対象廃棄物に追加する。木質バイオマスについては、再生利用認定制度の認定対象廃棄物に追加する。木質バイオマスについては、再生利用認定制度の認定対象廃棄物に追加する。木質バイオマスについては、再生利用認定制度の認定対象廃棄物に追加する。	今日の原油価格の高騰に伴い、重油由来の熱エネルギーを用いる各事業体においては、経済的打撃を被る中、他方では、木質バイオマスの熱源利用の取り組みが見られる。この取り組みは一部の大規模な施設を有する事業体において顕著であり、小規模な事業体においては浸透していない。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」と略記)における産業廃棄物処理に係る各種許可申請が一つの課題となっていると考えられる。地方においては、木質バイオマス、特に宮城県内においてその8割が廃棄されているパルク材、トナリへの削減の熱源として利用することを検討しているが、前述と同等の処理を要する木質バイオマスの再生利用認定制度の認定対象廃棄物に追加する。木質バイオマスについては、再生利用認定制度の認定対象廃棄物に追加する。木質バイオマスについては、再生利用認定制度の認定対象廃棄物に追加する。	再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって、生活環境の保全と支障が生じることのないこと、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれること等の一定の要件を具備する再生品に限定して再生品としての許可及び施設の許可を不要とする産業廃棄物処理上の特別制度である。御提案の、木質バイオマス熱源利用(熱回収)する場合は、そもそも「再生品」に当たらないため再生利用認定制度の対象とすることはできない。なお、再生利用認定制度の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。	C	III	再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって、生活環境の保全と支障が生じることのないこと、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれること等の一定の要件を具備する再生品に限定して再生品としての許可及び施設の許可を不要とする産業廃棄物処理上の特別制度である。御提案の、木質バイオマス熱源利用(熱回収)する場合は、そもそも「再生品」に当たらないため再生利用認定制度の対象とすることはできない。なお、再生利用認定制度の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。	御提案の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。	御提案の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。	御提案の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。	御提案の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。	御提案の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。	御提案の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。	御提案の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。	御提案の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。	御提案の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。	御提案の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。	御提案の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。	御提案の「再生品」に該当するものは、再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。再生品としての許可及び施設の許可を要しない。							
130020	一定区域内に対する「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用除外の申請	産業廃棄物処理法第9条及び第15条の2	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	C	III	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	産業廃棄物の処理は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。									
130030	使用済み燃料に伴う「産業廃棄物処理法」の適用除外		使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	C	III	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。	使用済み燃料は、産業廃棄物法に基づき行われなければならない。								
130040	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第1条第3項第1号、自然公園法施行規則第11条第11項	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	C	III	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外								
130050	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	大気汚染防止法第15条第3号のイ、1回以上5年に1回	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	C	III	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和	石油精製及び石油化学プラントにおけるガスマス焼却炉の燃焼温度測定頻度の緩和								
130060	気象計の気象観測データの除外事項の新設		気象計の気象観測データの除外事項の新設	気象計の気象観測データの除外事項の新設	気象計の気象観測データの除外事項の新設	E		気象計の気象観測データの除外事項の新設	気象計の気象観測データの除外事項の新設	気象計の気象観測データの除外事項の新設	気象計の気象観測データの除外事項の新設	気象計の気象観測データの除外事項の新設	気象計の気象観測データの除外事項の新設	気象計の気象観測データの除外事項の新設	気象計の気象観測データの除外事項の新設	気象計の気象観測データの除外事項の新設	気象計の気象観測データの除外事項の新設	気象計の気象観測データの除外事項の新設	気象計の気象観測データの除外事項の新設								

13 環境省(特区第12次 最終回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分類」 の見直し	「措置 の内容」 の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の 分類」 の見直し	「措置の 内容」 の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁			
130130	夜間の有害鳥獣管理 捕獲の許可			夜間の有害鳥獣管理捕獲(狩猟)に 制限をかけることで認める。	銃器を利用した狩猟については、その危険性から日出前および日没後には認められていない。しかし、有害鳥獣の捕獲を目的とした場合、有害鳥獣の活動は夜間に多く、夜間狩猟が求められた場合、その効果は大きな成果を生み出すこととなる。とはいえ、夜間に山の中に入るには大きな危険があるため、認めることは難しいであろう。このため、有害鳥獣管理の観点から、狩猟区域の入り口で待ち伏せする形での狩猟については認めたい。有害鳥獣を追いかけ捕獲するのではなく、農作物の保護を目的とするものである。危険を回避するために、許可に当たっては、現在流通しているナイトスコープを利用しなければいけないことを義務付けることとする。現在流通しているナイトスコープは、夜間とはいえ距離を短縮し、人の視界が確保されるものである。また、近隣への騒音の観点から、同時に提案している洋弓銃を認めていただき、これと併用することで担保される。	C	人の生命身体に対する危険を防止し、公共の安全を維持するため、日の出前及び日没後の狩猟においては、鳥獣保護法第30条に基づき禁止されている。また、ナイトスコープの有無にかかわらず、視界の十分な確保が取れないなど猟場の安全確認が十分できない。夜間において銃撃は極めて危険な行為であり、御指摘の提案は、狩猟に伴う銃具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考える。	夜間の狩猟については、危険防止のためにも禁止されていることは理解するところである。今回の提案は、有害鳥獣の駆除のための洋弓銃を使った狩猟である。有害鳥獣は農作物に被害を起すため、夜間の活動が多い。これらのことを考えると、狩猟区域の入り口で待ち伏せすることが、有害鳥獣駆除には最も効果的であると考える。林野の中では無く、障害物の少ない場所で待ち伏せし、ナイトスコープを利用することで、十分な視界は確保できると考えている。一般的な狩猟では無く、有害鳥獣駆除の観点から、安全な区域を限定しての夜間の洋弓銃による狩猟について再度ご検討いただきたい。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し 回答されたい。	C	人の生命身体に対する危険を防止し、公共の安全を維持する観点から、林野の内外に問わず猟場における安全の確認は猟場全体を視認等により十分確認する必要がある。夜間は、猟場全体の状況が十分に確認できない上、視界が限定されるナイトスコープを用いた夜間の弓矢を用いた猟法は、銃撃同様極めて危険な行為と考えられ、この点は障害物が少ないからといって解消されるものではない。御指摘の提案は、狩猟に伴う銃具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考える。												1 1 2 1 0 2 0	個人	山梨県	環境省